

民生環境常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第107号 令和7年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘要
第1条の歳出中 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 7款 商工費	1項 総務管理費 3項 戸籍住民基本台帳費 全部 1項 保健衛生費 2項 清掃費 1項 商工費	5目、6目、9目 13目を除く 7目
第2条 繰越明許費中 3款 民生費	全部	
第3条 債務負担行為の補正		八戸市民保養施設利用負担金、福祉公民館・福祉体育館指定管理料

議案第111号 令和7年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算

議案第115号 令和7年度八戸市靈園特別会計補正予算

議案第116号 令和7年度八戸市介護保険特別会計補正予算

議案第117号 令和7年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算

議案第118号 令和7年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第125号 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第126号 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第127号 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第128号 八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第130号 指定ごみ袋の買入れについて

議案第131号 指定管理者の指定について
(福祉公民館及び福祉体育館)

● 請願提出者からの趣旨説明

令和7年請願第1号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

● 請願審査

令和7年請願第1号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

● 委員派遣について

[民生環境協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 生活保護基準引下処分取消等請求控訴事件の控訴審判決について
- 2 物価高対応子育て応援手当について

議案第125号　八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

国の基準省令の一部改正に伴い、同省令に基づいて定めた条例の健康診断に係る規定の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

母子保健法に規定する乳幼児に対する健康診査の内容が、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業者等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、当該事業者がその結果を把握するときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができるようとする改正するもの。

3 施行期日

公布の日

議案第126号　八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第127号　八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正する条例

- (1) 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の理由

国の基準省令の一部改正に伴い、当市においても八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を行うもの。

3 改正の内容

① 母子生活支援施設の長等の任用要件に係る改正（改正する条例：(1)）

母子生活支援施設の長及び母子支援員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加する。

② 乳幼児に対する健康診断に係る改正（改正する条例：(1)、(2)）

母子保健法に規定する乳幼児に対する健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないこととすることとするよう改正するもの。

③ 規定の整備（改正する条例：(1)、(2)）

児童福祉法「第33条の10各号」が「第33条の10第1項各号」に改正されたことに伴い、八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等において引用している同法の条項ずれを改正するもの。

4 施行期日

3① 令和8年3月1日

3②③ 公布の日

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

市庁本館 1 階及び八戸西郵便局にキオスク端末を設置し、コンビニエンスストア等に設置されている端末と同様に、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を取得できるサービスを開始する予定としている。

そこで、現行の八戸市印鑑条例では、印鑑登録証明書の交付対象を民間事業者が設置するキオスク端末に限定していることから、市が設置事業者となるキオスク端末においても印鑑登録証明書を交付できるよう、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

現行の八戸市印鑑条例では、キオスク端末による印鑑登録証明書の交付が民間事業者の設置端末に限定されているため、規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 2 月 2 日

○民生環境常任委員会付託

番号	令和7年請願第1号	受理年月日	令和7年12月1日
件名	物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願		
提出者	八戸市根城七丁目7-19 高橋方 全日本年金者組合青森県本部三八支部 執行委員長 高橋 靖昌		
紹介議員	苦米地 あつ子		

要旨

2025年度の年金額改定は物価変動率がプラス2.7%、名目賃金変動率がプラス2.3%として、物価と賃金がともにプラスで賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率とともに名目賃金変動率の2.3%が適用されました。重大なことは、3年連続してマクロ経済スライドを適用し、25年度の調整（削減）分0.4%を削減したことです。67歳以下、68歳以上の改定者ともに1.9%のプラス改定になりましたが、物価との関係でみれば、実質的には0.8%の減額となります。実に第二次安倍政権以降の13年間で、公的年金は実質8.6%もの減額となっています。

この間、消費税は5%から10%へと2倍となり、75歳以上の医療費窓口負担は2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料が増え、さらに物価高騰もあって年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしています。

この結果、働かざるを得ない高齢者が増大し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっています。

高齢者世帯の3分の2は、公的年金が家計収入の全てです。年金額が、所得と家計消費に占める割合の高い自治体も多く、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させており、地域経済への影響も大きくなっています。年金額の引上げは生産と流通を活性化させ広く地域経済に好影響を及ぼします。

年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めています。

以上により、地方自治法第99条に基づいて、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、厚生労働大臣宛てに物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書を送付されるよう請願します。

【請願事項】

若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすることを内容とする意見書を国会両院と内閣総理大臣、厚生労働大臣に送付してください。

民生環境常任委員会
令和7年12月11日
市民環境部国保年金課

令和7年請願第1号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願について

1 年金額の改定ルール

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率（※1）に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められている。

また、平成16年の法改正において、マクロ経済スライド（※2）が導入されている。

[令和7年度の年金額]

物価変動率（2.7%）が名目手取り賃金変動率（2.3%）を上回るため、名目手取り賃金変動率を用いて改定し、マクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われ、改定率は1.9%

⇒ R7 老齢基礎年金（満額の場合）：月額 69,308 円（前年度より 1,308 円増）

※1 名目手取り賃金変動率…2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたもの

※2 マクロ経済スライド……現役世代の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもの

2 令和6年の財政検証の概要

平成16年の法改正により、「次期財政検証までの間に所得代替率（※3）が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」こととされているが、4つのケースで試算した結果、5年後の令和11年度の所得代替率の見通しは次のとおりとなっており、法律上の見直し規定には該当しない。

令和6年度 61.2%	⇒ 令和11年度	①高成長実現ケース……………60.3%
		②成長型経済移行・継続ケース…60.3%
		③過去30年投影ケース ………..60.1%
		④1人当たりゼロ成長ケース……59.4%

※3 所得代替率…公的年金の給付水準を示す指標（現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率）

3 年金生活者支援給付金

年金を含めても所得が低い方（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の方など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される。（令和元年10月1日施行）

物価変動率に応じて、毎年度改定を行う。

R7 基準額（老齢基礎年金満額の場合）：月額 5,450 円（前年度より 140 円増）

生活保護基準引下処分取消等請求控訴事件の控訴審判決について

1. 判決言渡しについて

(1) 判決言渡しのあった裁判所及び日時

仙台高等裁判所 令和7年12月3日 15時

(2) 当事者

控訴人：八戸市・青森市

被控訴人：生活保護受給者（八戸市1名、青森市2名）

(3) 判決内容

控訴人らの本件各控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

2. 訴訟の概要

- ・生活保護受給者（70代女性）が、厚生労働大臣が定める「生活保護法による保護の基準」の改正により八戸市福祉事務所長が行った平成26年度及び平成27年度の保護の変更決定のうち、金額を減額する部分の取消を求めた訴訟。
- ・青森市でも同内容で提訴があり、八戸市・青森市の集団訴訟となっていた。
- ・同種の訴訟は29都道府県で行われており、うち大阪・愛知の2件について令和7年6月27日の最高裁判決で国及び自治体の敗訴が確定している。

3. 訴訟の経緯

平成29年1月27日 原告らが青森地方裁判所へ提訴

令和5年3月24日 一審判決（八戸市・青森市敗訴）

令和5年4月6日 国及び共同被告の青森市と協議のうえ、仙台高等裁判所へ控訴

令和7年12月3日 控訴審判決（八戸市・青森市敗訴）

物価高対応子育て応援手当について

1 概要

国の総合経済対策として、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給するもの。

2 支給対象者

- 令和7年9月30日時点で児童手当支給対象児童（～18歳）を養育する父母等
- 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた新生児を養育する父母等

3 支給額

こども1人当たり 2万円

4 支給対象者及び支給方法

(1) 支給対象者 約18,000世帯、児童数 約30,000人

(2) 支給方法

① プッシュ型（申請不要）支給

市から児童手当を受給している世帯 約15,000世帯、児童数 約25,000人

② 申請支給

公務員世帯、新生児世帯(1月以降の出生児) 約3,000世帯、児童数 約5,000人

5 スケジュール（予定）

令和8年	1月下旬	・支給案内、辞退申出書送付（プッシュ型世帯） ・申請案内送付（公務員世帯等）
	2月上旬～	申請書受付開始（公務員世帯等）
	3月上旬～	支給開始
	4月下旬	支給終了（R8.3月出生児分）